

令和3年4月30日

## 新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

石川県白山市鹿島町一号9番地1  
株式会社歯愛メディカル  
代表取締役 清水 清人

石川県白山市旭丘二丁目6番地  
株式会社Ciロジスティクスセンター  
代表取締役 清水 清人

株式会社歯愛メディカル（以下「分割会社」という。）は、令和3年3月25日付で作成した新設分割計画書に基づき、令和3年4月30日を効力発生日として、分割会社のロジスティクス事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社Ciロジスティクスセンター（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）を行いました。

会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 1. 本分割が効力を生じた日

令和3年4月30日

### 2. 分割会社における法定手続の経過

#### (1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当し、会社法第805条の2但書の規定に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本分割において、会社法第808条第1項第2号の要件をみたす新株予約権はありませんので、新株予約権の買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、令和3年3月26日付官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 本分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、令和3年4月30日をもって、新設分割計画書の定めに従い、分割会社のロジスティクス事業に権利義務を承継しました。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上